

綾瀬市保健指導事業及び予防接種事業に従事する嘱託医等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が実施する保健指導事業又は予防接種事業に従事する嘱託医、保健指導従事者及び予防接種介助者について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 嘱託医 保健指導事業及び予防接種事業を実施するため市が委嘱した医師で、非常勤特別職の嘱託医をいう。
- (2) 保健指導従事者 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)、歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)、栄養士法(昭和22年法律第245号)又は理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)に定める有資格者及び事業を実施するため市が任用した非常勤一般職をいう。
- (3) 予防接種介助者 保健師助産師看護師法に定める有資格者で事業を実施するため市が任用した非常勤一般職をいう。

(履歴書等の提出)

第3条 市は、嘱託医又は保健指導従事者若しくは予防接種介助者(以下「嘱託医等」という。)を委嘱又は任用しようとするときは、履歴書及び資格免許書(資格を必要としない場合を除く。)の写しを提出させるものとする。

(任期)

第4条 嘱託医等の任期は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 嘱託医は、2年以内とする。
 - (2) 保健指導従事者及び予防接種介助者は、1年以内とする。
- 2 任期途中で辞職するときは、辞職しようとする日の1月前までに辞職願を市長に提出し、承認を得るものとする。

(服務心得)

第5条 嘱託医等は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 諸規則を守り、業務上の指示、命令に従って誠実に遂行すること。
- (2) 業務を正確かつ迅速に処理し、常に安全に業務能率の向上に努めること。
- (3) 業務上知り得た秘密事項は、他に漏らしてはならないこと。
- (4) 勤務中は、指定の制服等を着用し、名札を着用すること。

(業務)

第6条 嘱託医等の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 嘱託医 健康診査の内科診療及び指導並びに歯科健康診査の口腔内診療及び指導並びに予防接種のワクチン、器具等のチェック、問診、診察及び接種
- (2) 保健指導従事者 健康相談、健康教育、機能訓練指導及び家庭訪問
- (3) 予防接種介助者 予防接種の器具及び医療材料の準備並びに会場の準備、後片付け及び局所の消毒

(勤務時間)

第7条 勤務時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 嘱託医 保健指導嘱託医については、1回当たり4時間以内とし、予防接種嘱託医については、予防接種実施時間とする。
- (2) 保健指導従事者 1回当たり4時間以内とする。
- (3) 予防接種介助者 予防接種業務時間とする。

(健康被害)

第8条 事業に起因して発生した健康被害は、関係法令に基づき救済するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、嘱託医等に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(綾瀬市予防接種嘱託医及び予防接種介助者に関する要綱及び綾瀬市保健指導嘱託医及び保健指導従事者に関する要綱の廃止)

- 2 綾瀬市予防接種嘱託医及び予防接種介助者に関する要綱(昭和63年4月1日施行)及び綾瀬市保健指導嘱託医及び保健指導従事者に関する要綱(平成7年8月1日施行)は、廃止する。